

個人情報保護法等の一部を改正する法律案に対する連合の評価

| 改正内容（法案要綱抜粋）   | 連合の評価  |
|--|--|
| <p>1 定義</p> <p>(2) 「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、<b>個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいうものとする。</b>（第二条第十三項関係）</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「統計作成等」は、「個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定める」とされており、法案提出時点で詳細内容は不明。</li> <li>● 個人情報保護委員会の資料では、「<b>統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む</b>」とされている。</li> <li>● 「統計作成等」の対象範囲を法で明確に定めるとともに、<b>AI 開発等を含むのであれば、特定の個人の情報を推測・復元できないことを規定すべき。</b></li> </ul>  |
| <p>2 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>(6) 統計作成等を目的とする場合の特例</p> <p>イ 個人情報取扱事業者は、<b>統計作成等を行う目的又は口による提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合</b>であって、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しているときは、<b>当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができるものとする。</b>（第三十条の二第一項関係）</p> <p>ロ 個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者は、<b>第三者が個人情報又は個人関連情報を統計作成等を行う目的で取り扱う必要がある場合</b>であって、当該個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しており、当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの規定によるものである旨が明確に定められているときは、一定の場</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 統計処理前の個人情報・個人関連情報に対し、<b>法違反を問わず本人の利用停止・消去請求を可能とすべき</b>（現行法および改正法案では、個人情報取扱事業者が法の規定に違反した場合のみ請求できる）。</li> </ul> <p>（利用停止等）</p> <p>第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>---</p> |

| 改正内容（法案要綱抜粋）   | 連合の評価  |
|--|--|
| <p>合を除き、当該個人情報又は個人関連情報を当該第三者に提供することができるものとする。（第三十条の二第五項、第三十一条の三第一項関係）</p> <p>ハ イによる取得又は口による提供に関して、統計作成等の内容等の事項は一定期間、継続して公表しなければならないものとする。（第三十条の二第二項、第六項、第三十一条の三第二項関係）</p> <p>ニ イにより取得された要配慮個人情報等又は口により提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第三十条の二第四項、第九項、第三十一条の三第五項関係）</p> <p>ホ イにより取得された要配慮個人情報等又は口により提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第三十条の二第十項、第十一項、第三十一条の三第六項、第七項関係）</p> <p>ヘ その他、イによる取得又は口による提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第三十条の二第三項、第七項、第八項、第十二項～第十四項、第三十一条の三第三項、第四項、第八項～第十項関係）</p> | <p>● 個人情報取扱事業者が、統計作成等を行う目的で、本人の同意を得ないで取得・提供できる個人情報は、EU 一般データ保護規則 第 89 条第 1 項を参考に、特定の個人を識別できないよう仮名化すべき。</p> <p>EU 一般データ保護規則（訳：個人情報保護委員会）<br/>第 89 条 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例</p> <p>1. 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、技術的及び組織的な措置を設けることを確保する。それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足されうる限り、仮名化を含むことができる。データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足されうる場合、それらの目的は、その態様によって充足される。</p> <p>---</p> <p>● 個人の特定や分析禁止をはじめ個人情報・個人関連情報および作成した統計の利用に関し厳格な規制（特定の個人やグループの社会的・経済的脆弱性などにつけこむことや、評価または分類を目的とすることなどを「禁止される行為」とするなど）を設けるべき。</p> <p>● EU では、AI 規則において AI に関して禁止される行為が定められている。</p> |

| 改正内容（法案要綱抜粋） | 連合の評価   |
|--------------|---|
|              | <p>EU AI 規則（訳：公益社団法人著作権情報センター）<br/> （2024年5月成立、8月施行・順次適用、2026年8月全面適用）<br/> 第5条 AI に関して禁止される行為</p> <p>1. AI に関する以下の行為は、禁止される</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 自然人または一定の人のグループの年齢、心身障害、または特定の社会的または経済的状況に起因するなんらかの脆弱性につけこむ AI システムであって、その人または第三者に対し重大な害を引き起こしまたは合理的に引き起こし得るような、その人またはそのグループに属する人の行動を実質的に歪曲する目的または効果を伴うものを、上市し、サービスを開始し、または使用すること。</p> <p>(c) 以下のいずれかまたは双方の状況を導くソーシャルスコアを伴う、社会的行動に基づき、または既知の、推論される、もしくは予測される人の特徴または人格に基づき、一定期間にわたる自然人または人のグループの評価または分類を目的とする AI システムを上市し、サービスを開始し、または使用すること。</p> <p>(i) データが当初生成されまたは収集された文脈とは無関係な社会的文脈における、一定の自然人または人のグループに対する有害または不利な取扱い。</p> <p>(ii) その社会的行動またはその重大性に照らして不当なまたは不均衡な、一定の自然人または人のグループに対する有害または不利な取扱い。</p> <p>(d) 自然人のプロファイリングまたはその人格的特徴または特性の評価のみに基づいて、自然人が刑事犯罪を犯すリスク</p> |

| 改正内容（法案要綱抜粋）   | 連合の評価  |
|--|--|
|  | <p>を評価または予測するために、AI システムを上市し、この特定の目的のためにサービスを開始し、または使用すること。</p> <p>(e) 省略</p> <p>(f) 省略</p> <p>(g) その人種、政治的意見、労働組合への加入、宗教上または思想上の信念、性生活または性的指向に関して推測または推論する目的で、その生体データに基づいて自然人を個別的に分類する生体分類システムを上市し、この特定の目的のためにサービスを開始し、または使用すること。</p> <p>(h) 省略</p> |
| <p>3 行政機関等の義務等</p> <p>(2) 統計作成等を目的とする場合の特例</p> <p>イ 行政機関の長等は、専ら統計作成等の目的のために保有個人情報を提供するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。（第六十九条第二項第四号関係）</p> <p>ロ 2（6）イにより取得された要配慮個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等を、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第一項関係）</p> <p>ハ 2（6）ロにより個人情報又は個人関連情報の提供を受けた行政機関の長等は、インターネットの利用等の方法により、一定期間、統計作成等の内容等の事項を継続して公表しなければならないものとする。（第七十二条の三第二項、第六項関係）</p> <p>ニ 2（6）ロにより提供された個人情報等又は個人関連情報</p> | <p>同上、加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政機関等が、統計作成等を行う目的で、本人の同意を得ないで提供できる個人情報は匿名化すべき。</li> </ul>  |

| 改正内容（法案要綱抜粋）  | 連合の評価   |
|---|---|
| <p>等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第五項、第九項関係）</p> <p>ホ 2（6）イにより取得された要配慮個人情報等又は2（6）ロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第七十二条の三第十項関係）</p> <p>へ その他、2（6）ロによる提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第七十二条の三第三項、第四項、第七項、第八項、第十一項、第十二項関係）</p>                    |   |
| <p>2 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>(9) 十六歳未満の者の個人情報等に係る規律</p> <p>イ 十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、一定の場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとし、個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。（第三十五条第九項、第十項関係）</p> <p>ロ 個人情報取扱事業者等が十六歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 十六歳未満の本人ではなく、未成年者が本人である場合の本人データの利用停止・消去要求の要件を緩和すべき。</li> <li>● 十六歳未満の本人ではなく、未成年者が本人である場合の同意取得、通知などの対象を当該本人の法定代理人とすべき。</li> <li>● 前述の「統計作成等を行う目的で本人の同意なく取得・提供された統計処理前の個人情報・個人関連情報に対し、法違反を問わず本人の利用停止・消去請求を可能とすべき。」においても、本人が未成年である場合は、利用停止・消去請求の対象を当該本人の法定代理人とすべき。</li> </ul> |

| 改正内容（法案要綱抜粋）   | 連合の評価 |
|--|-------|
| <p>るのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第四十条の二関係）</p> <p>ハ 個人情報取扱事業者等は、未成年者に関する個人情報等の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示等の請求等又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第五十八条の三関係）</p>   |       |
| <p>3 行政機関等の義務等</p> <p>(4) 十六歳未満の者の個人情報等に係る規律</p> <p>イ 行政機関等が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第七十一条の三関係）</p> <p>ロ 行政機関の長等は、未成年者に関する個人情報等を取り扱うときは、その年齢及び発達に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第二百五条の二関係）</p> | 同上    |

| 改正内容（法案要綱抜粋）   | 連合の評価  |
|--|--|
| <p>2 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者は、人の生命等の保護のために必要がある場合及び公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合については、本人の同意を得ることが困難であるときのみならず、本人の同意を得ないことについて相当の理由があるときも、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第二号、第三号、第二十条第二項第二号、第三号、第二十七条第一項第二号、第三号関係）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「個人の権利利益」よりも「人の生命、身体又は財産の保護」や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進」が優先となる「相当の理由」の判断要素を法で明確に定めるべき。</li> <li>● 提供される場合、個人情報の匿名化や提供先との守秘義務契約締結など本人のプライバシーを保護するために必要かつ適切な措置を講じることを法で定めるべき。</li> </ul> |
| <p>2 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者は、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号）</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」は個人情報保護委員会規則で定めることとされており、法案提出時点で詳細内容は不明。</li> <li>● 具体的にどのような場面を想定しているのかも不明であるため、拡大解釈されないよう、法で明確に定めるべき。</li> </ul>                           |
| <p>2 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>(4) 漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。（第二十六条第二項関係）</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」は個人情報保護委員会規則で定めることとされており、法案提出時点で詳細内容は不明。拡大解釈されないよう、法で明確に定めるべき。</li> <li>● 漏えい対策を徹底すべき。</li> </ul>  |

| 改正内容（法案要綱抜粋）  | 連合の評価     |
|---|-----------|
| <p>3 行政機関等の義務等<br/> (1) 漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。<br/> （第六十八条第二項関係）</p> | <p>同上</p> |